

防大学第442号  
平成21年3月24日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

防衛大学校資料館の管理運営について（通達）

改正 平成21年3月31日防大総第542号

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。  
なお、校長発総第14号（46.2.23）は廃止する。

添付書類：別紙「防衛大学校資料館の管理運営要領」

## 別紙

### 防衛大学校資料館の管理運営要領

#### 1 目的

防衛大学校資料館（以下「資料館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定め、防衛大学校本科学生に学生としての誇りを持たせ、士気を高揚させ、精神面で感化を与える訓育の環境を整備することを目的とする。

#### 2 用語の意義

- (1) 資料館 展示室、楨記念室及び顕彰室の総称をいう。
- (2) 展示室 「エントランス」、「防衛大学校ガイダンス」、「防衛大学校のあゆみ」、「今日の防衛大学校」及び「小原台を巣立って」各コーナーの総称をいう。
- (3) 楨記念室 楨智雄初代防衛大学校長に関連する資料等を展示するコーナーをいう。
- (4) 顕彰室 防衛大学校本科卒業生で自衛隊員として殉職した者並びに学生等で殉職した者及び本科学生で学校長が殉職に準ずると認めた者の遺影、遺品等を展示して顕彰する区画をいう。
- (5) 学生等 本科学生、理工学研究科学生、総合安全保障研究科学生及び防衛大学校長が認める教育を受けている者をいう。
- (6) 管理運営 資料館の施設の維持管理及び来館者の安全管理に関することをいう。
- (7) 管理運営責任者 資料館の管理運営の責任を負う者をいう。
- (8) 勤務員 委託業者から派遣され、資料館において勤務する者をいう。

#### 3 休館日

- (1) 土曜日・日曜日及び祝日
- (2) 学生等の夏季、冬季及び春季休暇の期間
- (3) その他管理運営責任者の定める日

#### 4 開館及び閉館時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、入館時間は、午後4時までとする。

## 5 臨時開館及び閉館

管理運営責任者は、展示品の点検及びその他必要がある場合は、3項及び4項の規定に係わらず臨時に開館又は閉館及び開館時間を変更することができる。

## 6 所掌業務等

### (1) 管理運営責任者

ア 管理運営責任者は、訓練部長とし、資料館を適正に管理運営するものとする。

イ 管理運営責任者は、訓練部職員から管理運営担当者を指名し、次に示す業務に当たらせるものとする。

### (2) 管理運営担当者

管理運営担当者の所掌業務は、次のとおりとする。

ア 資料の収集、整理、保管、展示品等の管理状況を常に良好な状態に維持し、適正に管理するものとする。

イ 勤務員に対して安全に関する教育を実施し、来館者の危害予防に万全を期するとともに、来館者及び勤務員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該場所での業務中断等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 資料館を警戒・監視して、史料の棄損、亡失及び火災の絶無を期するものとし、施錠の確認、勤務員による巡回及び消火器の配置等所要の措置を講ずるものとする。

エ 入館者に対して次の各号に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

(ア) 静粛を保つこと。

(イ) 許可なく館内における写真撮影及び模写等を禁止すること。

(ウ) 許可なく展示品に触れないこと。

(エ) 館内における飲食及び喫煙を禁止すること。

(オ) その他必要と認める事項

オ 新たに寄贈等の申出があった展示品は、受入について管理運営責任者の許可を受けるとともに、許可を受けた寄贈等展示品は、物品管理上の処置を講ずるものとする。

カ 訓練部職員から管理運営担当補助者を指名し、管理運営担当者の担当する業務を補助させるものとする。

7 協力支援

教務部は、理工学研究科学生及び総合安全保障研究科学生の遺品等の収集について協力するものとする。

8 資料館展示検討委員会

資料館の展示検討体制については、副校長（教育担当）を委員長として、付紙に示す資料館展示検討委員会を設置するものとする。

9 委任規定

この通達の実施に関し必要な事項（前項を除く。）は、管理運営責任者が定める。

付紙

資料館展示検討委員会組織

